

発行：令和 元年 6月27日

修正：令和 元年 7月12日

修正：令和 元年 7月16日

施設等利用給付

利用案内

幼稚園・預かり保育・認可外保育施設等



©和光市

和光市役所 保育サポート課 支給認定担当

〒351-0192 和光市広沢1-5 1階

TEL 048-424-9130 FAX 048-464-1926

和光市ホームページアドレス <http://www.city.wako.lg.jp/>

《もくじ》

【1】	幼児教育・保育無償化制度について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	Ⅰ 幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する児童・・・・・・・・	3
	Ⅱ 幼稚園の預かり保育を利用する児童・・・・・・・・	3
	Ⅲ 認可外保育施設等を利用する児童・・・・・・・・	4
【2】	施設等利用給付認定について・・・・・・・・	5
	Ⅰ 対象者・対象施設等・・・・・・・・	5
	Ⅱ 施設等利用給付認定申請の流れ・・・・・・・・	6
【3】	認定申請に必要な書類・・・・・・・・	7
	保育の必要性の認定事由・・・・・・・・	9
	施設等利用給付認定内容に変更が生じた場合・・・・・・・・	11
【4】	施設等利用給付の請求について（償還払い）・・・・・・・・	13
【5】	注意事項・・・・・・・・	15
	Ⅰ 施設等利用給付認定を受けることができない方・・・・・・・・	15
	Ⅱ 複数サービスを利用する場合の無償化について・・・・・・・・	15
	Ⅲ 幼稚園の預かり保育と施設等利用給付の考え方・・・・・・・・	16
	Ⅳ ファミリーサポート・センター事業を利用する方・・・・・・・・	17
【6】	市内施設等利用給付対象施設一覧・・・・・・・・	18
	申請書記載例・・・・・・・・	19

【1】 幼児教育・保育無償化制度について

●趣旨

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育・保育の無償化を一気に加速することとされました。幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

●実施時期

令和元年10月1日

●概要

	0歳児—2歳児の児童	3歳児—5歳児の児童	備考
幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する児童	住民税非課税世帯の利用料が無償化	全ての子ども の利用料が無償化	・新制度未移行幼稚園は月額上限2.57万円まで無償化 ・食材料費、行事費等の実費分は無償化の対象外
幼稚園の預かり保育を利用する児童	保育の必要性があると認定を受けた、住民税非課税世帯の利用料が月額上限1.63万円まで無償化	保育の必要性があると認定を受けた場合 月額上限1.13万円まで無償化	
認可外保育施設等を利用する児童	保育の必要性があると認定を受けた、住民税非課税世帯の利用料が月額上限4.2万円まで無償化	保育の必要性があると認定を受けた場合 月額上限3.7万円まで無償化	対象施設は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等

幼児教育・保育無償化の対象となるためには、申請が必要となります。
利用案内を参照の上お手続きください。

I 幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する児童

要件	無償化範囲
3歳から5歳までのすべての児童	利用料無償化 ※未移行幼稚園は2,57万円まで無償
0歳から2歳までの住民税非課税世帯	利用料無償化

●対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）

① 無償化の期間は、満3歳に達する日以後最初の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

（注）幼稚園については、満3歳から無償化します。

② 通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

③ 無償化により、保育料と食材料費は分けることとなるため、これまで保育料の中に食材料費が含まれておりましたが、無償化以後（令和元年10月から）の食材料費については、利用施設への支払いが生じることとなります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の児童と全ての世帯の第3子以降の児童については、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

④ 児童が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の児童を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

II 幼稚園の預かり保育を利用する児童

要件	無償化範囲
保育の必要性の認定を受けた児童	幼稚園の利用に加え、 利用日数に応じて1,13万円まで無償

① 3歳児から5歳児で幼稚園の預かり保育を利用する児童で、無償化の対象となる児童は、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けた児童です。

認定には、【P.7 参照】し施設等利用給付認定申請が必要となります。

② 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの期間で、幼稚園の預かり保育を利用する方は、①の保育の必要性の認定に加え、住民税非課税世帯が対象となります。その場合は、1,63万円まで無償化の対象となります。

Ⅲ 認可外保育施設等を利用する児童

以下の要件①と②を満たした児童が無償化の対象となります。

要件①	要件②	無償化範囲
3歳から5歳までの児童	保育の必要性の認定を受けた児童	月額3.7万円まで無償
0歳から2歳までの 住民税非課税世帯		月額4.2万円まで無償

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない児童が対象

(注2) 認可外保育施設等を利用して無償化の対象となる児童は、保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)を受けた児童です。

認定には、【P.7 参照】し施設等利用給付認定申請が必要となります。

●認可外保育施設等とは

認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)等

(注1) 和光市では、無償化の対象となる認可外保育施設を、市への届出があり認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設に限定する予定です。

(注2) 認可外保育施設等については、複数施設・サービスを利用した場合も、上限月額の範囲内で無償化の対象となります。【P.15 参照】

【2】施設等利用給付認定について

幼稚園（新制度未移行幼稚園）、認可外保育施設等を利用する児童が幼児教育・保育無償化制度の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

I 対象者・対象施設等

次の年齢区分ごとの要件Ⅰ・要件Ⅱに該当する児童で対象施設等を利用する場合に、施設等利用給付を受けることができます。

また、教育・保育給付において、既に2号認定・3号認定を受けている児童で、利用調整の結果、認可保育所等に入所できず、以下の給付対象施設等を利用している場合は、施設等利用給付認定を受けたものとみなすことができるため、新たな施設等利用給付認定申請は必要ありません。（ただし、3号認定においては住民税非課税世帯に限ります）

	認定区分	年齢区分	要件Ⅰ	要件Ⅱ	給付対象施設・サービス※3
施設等利用給付認定	1号認定	満3歳以上の小学校就学前の児童であって以下の2号認定・3号認定以外の児童			幼稚園（新制度未移行） 特別支援学校等
	2号認定	3歳児クラス～小学校就学前の児童 ※1	保育の必要性があること 【P9 参照】	次の①・②に全てに当てはまらないこと ①教育・保育給付において2号・3号認定を受けている子どもであって、施設型給付費等を受けている場合 ②企業主導型保育事業を利用している場合	市で確認を受けた以下の事業 ①幼稚園（新制度未移行）・認定こども園の預かり保育事業 ②認可外保育施設 ③一時預かり事業 ④病児保育事業 ⑤ファミリー・サポート・センター事業 ⑥居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）
	3号認定	0歳児～2歳児クラスの児童※2	次の要件を①・②を満たしていること ①保育の必要性があること 【P9 参照】 ②住民税非課税世帯であること		

※1 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保育の必要性があるもの

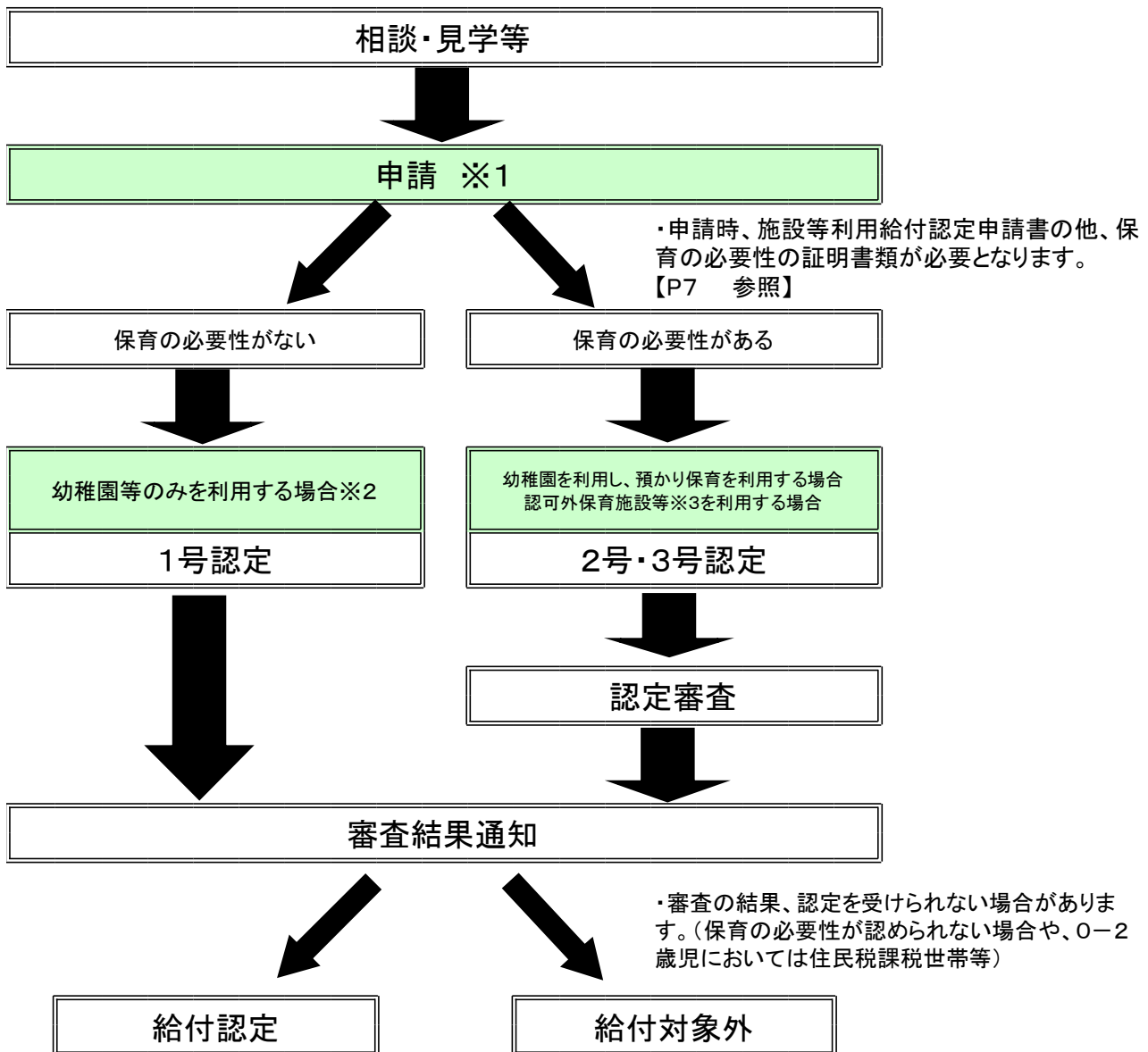
※2 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保育の必要性があるもののうち住民税非課税世帯を含む

※3 和光市では、施設等利用給付対象施設の認可外保育施設、ベビーシッター等については、市への届出があり認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設に限り対象となる予定です。

Ⅱ 施設等利用給付認定申請の流れ

原則として、以下の流れで認定申請を行います。

また、既に幼稚園、認可外保育施設等※3を利用している方で、新たに保育の必要性が生じた場合は申請日以降より認定を受けることができることとなります。遡っての認定は受けられません。



※1 既に、教育・保育給付認定を受けている児童であって、利用調整の結果、認可保育所に入所できず認可外保育施設等を利用する場合は施設等利用給付認定を受けたものとみなすため、本申請は不要（なお、3号認定については、住民税非課税世帯である場合に限る）

※2 新制度未移行幼稚園、国立大学付属幼稚園、特別支援学校幼稚部のみを利用するもの

※3 認可外保育施設の他、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）を利用するもの

【3】 認定申請に必要な書類

次の「Ⅰ」・「Ⅱ」に該当する書類をご提出ください。

「Ⅰ」 必要書類

施設等利用給付認定に必要な書類として次の①～④をご提出ください。

- ① 施設等利用給付認定（変更）申請書 兼 教育・保育給付認定変更申請書
- ② 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書（保育所等の利用申込をしていない方のみ必要）
- ③ 保育を必要とする状況を証明する書類（保育の必要性がない場合は提出不要）
- ④ マイナンバーを確認できる書類（世帯全員分）（和光市に住居票がある方は提出不要）
 （1）「マイナンバー確認書類」と（2）「本人確認書類」をお持ちください。

マイナンバー確認書類一覧

必要書類			
（1）マイナンバー確認書類	個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	いずれか1点	世帯全員分
（2）本人確認書類	個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等	いずれか1点	来庁者のみ
	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等	いずれか2点	

※番号確認と本人確認が併せてできるのは、個人番号カードのみです

幼稚園（新制度未移行）・特別支援学校幼稚部のみを利用する方へ【1号認定】

保育の必要性がなく、幼稚園（新制度未移行）・特別支援学校幼稚部のみを利用する場合は、次に掲げる「Ⅱ」の保育を必要とする状況を証明する書類は必要ありません。「Ⅰ」上記①②のみをご提出ください。

「Ⅱ」 保育を必要とする状況を証明する書類

保育を必要とする状況を証明する書類として次の①～⑩の保護者の状況に応じた必要書類をご提出ください。（P9・P10の保育の必要性事由に該当しない場合は提出不要）

※保護者それぞれの書類が必要です。

※保育を必要とする状況が複数ある場合はそれぞれの書類の提出が必要です。

※2019年4月1日時点で、18歳以上65歳未満の同居の世帯員がいる場合は、その方の保育を必要とする状況を証明する書類が必要となります。

※学童クラブと併願する場合で、次の①・②・⑥・⑨に該当する場合は、学童クラブ申請時にコピー提出可。

※①～⑨に該当せず、⑩にのみ該当する方は保育の必要性事由に該当しません。

保護者の状況	必要書類	備考	チェック欄	
			父	母
①就労 (育休中の方含む)	①就労(予定)証明書(必須) シフト勤務の方のみ(必須)↓ ②直近4週間の就労実績表又はシフト表を3か月分	①は必須 ※就労証明書の有効期間は、申請日より3か月以内の証明日が有効となります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②就労 (自営業・個人事業主)	①就労(予定)証明書(必須) ②直近の確定申告書の写し ③営業許可証 ④会社登記簿謄本 ⑤その他営業の事実が確認できる書類 シフト勤務の方のみ(必須)↓ ⑥直近4週間の就労実績表又はシフト表を3か月分	①は必須 ※就労証明書の有効期間は申請日より3か月以内の証明日が有効となります。 ②～⑤はいずれか一つ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③妊娠出産	①出産予定表 ②母子手帳の写し(氏名記載箇所及び出産予定日の記載箇所)	①と②はともに必須	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④傷病	保育の要否に係る診断書(保護者用)	和光市指定様式に限ります。 ※原則、診断書の有効期間は、申請日より3か月以内の証明日が有効となります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤障害	①身体障害者手帳(4級以上)の写し ②精神障害者保健福祉手帳(3級以上)の写し ③療育手帳(C以上)の写し ④保育の要否に係る診断書(保護者用)	①～④のいずれか一つ ※原則、診断書の有効期間は、申請日より3か月以内の証明日が有効となります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥介護	①介護状況申告書(必須) ②被介護者の診断書 ③身体障害者手帳の写し又は精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し ④介護保険証の写し ⑤重度心身障害者医療費受給者証の写し ⑥入院計画書	①は必須 ②～⑥については該当するものすべて提出が必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦災害復旧	災害復旧に従事していることが証明できる書類等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧求職活動	①求職活動申告書(必須) ②ハローワークカードの写し(必須) ③求職活動の活動状況がわかる書類 ④雇用保険受給資格者証の写し	②～④は該当するものすべて提出が必要 ※これから求職活動を行う方についてもハローワークカードは必須です。 ※左記の書類により求職活動の活動状況が確認できない場合は、認定を受けることができません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨就学	①在学証明書など在学习期間がわかる書類(合格通知の写し等)※1 ②時間割表等※2	①と②は必須 ※1 学生証の写しでも可 ※2 就学している曜日・時間がわかる書類。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
上記と併せて以下の世帯状況の方は、ご提出ください。(上記の事由に該当せず、ひとり親世帯の場合は保育の必要性事由に該当しません。)				
⑩ひとり親世帯の場合	①ひとり親の申立書 ②離婚受理証明書/戸籍謄本/ひとり親家庭等医療費受給者証いずれかの写し ③離婚協議又は調停中等であることの書類	③は協議中・調停中の場合のみ提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

無償化の対象となる【保育の必要性の認定】

保育所・認定こども園・地域型保育事業所、企業主導型保育事業を利用していない児童で、幼稚園の預かり保育・認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）を利用した場合の利用料が無償化の対象となるためには、「保育を必要とする子ども」であるという、「保育の必要性の認定」（施設等利用給付認定2号認定または3号認定）を受ける必要があります。次に掲げる認定事由に該当しない場合は、無償化の対象外となります。

【保育の必要性の認定事由】

●保育の必要性の認定事由及び認定期間

和光市では、就学前の子どものうち、その保護者のいずれもが、次に掲げるいずれかの事由に該当するとき、「保育を必要とする子ども」であると認定します。

事由	概要	認定期間
① 就労	1か月当たり48時間以上の労働に従事しており、かつ、1日4時間以上、月12日以上就労していること	左記に該当する間
② 妊娠	妊娠していること	妊娠している間
③ 出産	出産前後であること	出産月と、出産をした日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
④ 疾病	保護者が医師の診断により1か月以上の治療を要する疾病又は負傷の状態であり、かつ、保護者が自ら保育を行うことが困難な状態にあること	左記に該当する疾病・負傷にあって、医師等の診断により治療に要する期間
⑤ 障害	次のいずれかに該当し、かつ保護者が自ら保育を行うことが困難な状態にあること (1) 身体障害者手帳の交付を受けている、又は4級以上の障害を有していること (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、又は3級以上の障害を有していること (3) 埼玉県療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受けている、又はC以上の障害を有すること	左記に該当する間
⑥ 介護	次のいずれかに該当すること (1) 疾病若しくは負傷により常時寝たきりとなっている者又は重度心身障害者を自宅において月12日以上介護していること	左記に該当する間

	(2) 疾病若しくは負傷している者又は重度心身障害者が通院・通所し又は入院するための付添いを1週当たり3日以上行っていること	
⑦ 災害復旧	災害の復旧作業に従事していること	左記に該当する間
⑧ 求職活動	次のいずれかに該当すること (1) 雇用保険法に規定する失業の状態にあり、基本手当の支給を受けていること。 (2) 継続的に企業等の求人に応募している又は企業等が実施する雇用に関する説明を受けていること (3) 起業又は事業を継承するための準備を行っていること	原則、事由発生日の翌日から2か月間
⑨ 就学	次のいずれかに該当する施設において、1日4時間以上、かつ、月12日以上就学又は訓練をしている状態にあること (1) 学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これに準ずる教育施設 (2) 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校又は特定求職者に対して職業訓練を行う施設	左記に該当する間
⑩ 育児休業	育児休業に入る前に児童が在園していて、育児休業中に家庭で必要な保育を行うことが困難な状態にあること	次に掲げる期間のうち、短い期間 (1) 育児休業期間の終了日の属する月の末日までの期間 (2) 育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の翌年度の4月30日までの期間
⑪ その他	その他、保護者が保育できない事情がある場合	市長が認める期間

【施設等利用給付認定内容に変更が生じた場合】

認定内容に変更があった場合は、認定変更申請が必要となります。
保護者様より変更に係る書類を提出いただいたうえ、認定変更を行います。

① 認定変更申請が必要な方

保護者の保育の利用を必要とする事由に変更が生じる場合

② 変更申請に係る必要書類

(1) 施設等利用給付認定(変更)申請書 兼 教育・保育給付認定変更申請書
(市窓口又はHPより取得可)

(2) 変更となった事由を証明する書類(事由に応じ、下表のとおり)

変更内容	必要書類
就労	(1) 就労(予定)証明書 (2) シフト表(シフト勤務の場合) (3) 勤務開始証明書(就労開始より前に就労(予定)証明書を提出した場合)
妊娠・出産	(1) 出産予定表 (2) 母子手帳のコピー(表紙及び出産予定日記載ページ)
育児休業	(1) 育児休業証明書
疾病・障害	以下のいずれか一つ提出が必要 (1) 和光市指定様式による診断書 (加療期間と保育状況が記載されたもの) (2) 障害者手帳等の写し
介護	(1) 介護状況申告書 (2) 障害者手帳等/診断書/入院計画書/重度心身障害者医療受給者証の写し
災害復旧作業	災害復旧に従事していることを証する書類
求職活動	(1) 求職活動申告書 (2) ハローワークカードの写し (3) 求職活動の活動状況がわかる書類 (4) 雇用保険受給資格者証の写し
就学	(1) 入学証明書/在学証明書の写し (2) 時間割 (3) 学生証の写し
結婚/離婚等による世帯構成変更	《結婚》 (1) 新に世帯員となった方の保育を必要とする事由の必要書類 《離婚》 (1) ひとり親であることの申立書 (2) 離婚受理証明書/戸籍謄本/ひとり親家庭等医療費受給者証いずれかの写し (3) 離婚協議又は調停中であることがわかる書類の写し(離婚協議中又は調停中の場合)

※必要書類は、市役所窓口又は市HPより取得できます。

(市内幼稚園へ在園する場合は幼稚園でも取得可)

③ 提出場所

和光市保育サポート課支給認定担当

※市内幼稚園へ在園する児童については、幼稚園へ提出可

④申請提出期限

原則 変更の原因となる事由が判明した時点での事前申請となります。（このため、求職活動中の場合で、採用予定で変更申請書＋就労証明書を提出した場合は、就労開始後に勤務開始証明書を追加で提出いただきます）

※例外は認められない場合がありますので、事前申請をお願いいたします。

⑤認定変更の効力

原則 変更申請書および必要書類が提出された日の属する月の翌月から（月の初日に提出した場合はその月から）

※「提出日」＝市役所窓口での受理日

例1：求職中だったが、6月15日から就労の旨の申請を5月31日に受理→**効力発生日**6月1日

例2：求職中だったが、5月1日から就労を開始する旨の申請を5月15日に受理→**効力発生日**6月1日

例外 求職活動については事由の発生日から

例1：7月末日で退職し、求職中だったが、その申請を8月5日に受理→**効力発生日**8月1日～（求職事由自体は月初から発生）

認定期間8月1日～9月30日まで

例2：10月5日に退職し、翌日申請を受理

→**効力発生日**10月6日～

認定期間10月6日～12月6日まで

⑥認定期間

事由に応じて、認定期間（在園可能期間）が異なります。期間は次の表のとおりです。

※いずれも就学前が最長となります。

認定事由	認定期間
就労	雇用期間終了日まで
妊娠・出産	出産日から起算して8週間が経過した日の翌日が属する月の月末
育児休業	次のうち、いずれか早い日まで。 ・育児休業日の終了日の属する月の月末 ・育児休業対象児童が満1歳に達する日の属する年度の翌4月30日
疾病・障害	診断書又は障害者手帳の有効期限日まで ※診断書に加療期間の記載ない場合は、診断書発行時から1年間。
介護	介護状況終了まで（障害者手帳等/診断書/入院計画書等、添付書類の有効期限で判断）
求職活動	退職日の翌日から起算して2ヶ月が経過する日まで
就学	在学期間終了まで

【4】 施設等利用給付の請求について（償還払い）

施設等利用給付認定を受けた児童で、幼稚園、認定こども園、幼稚園の預かり保育事業の利用料、その他認可外保育施設等に係る利用料を各幼稚園、施設等へお支払いした場合、施設等利用給付を以下のとおり請求することができます。

また、手続き方法は施設により異なりますので、各施設にご確認ください。

（現物給付を採用している施設は、市と施設とで請求処理を行います。下記一覧の上限額までは無償となり、それを上回る場合は差額分を施設へ直接お支払いください。）

●施設等利用給付上限月額一覧

対象施設・サービス	0-2歳児（非課税世帯のみ）（※1）	3歳児-小学校就学前（※2）
幼稚園（新制度）、保育所、認定こども園	利用料無償	利用料無償
幼稚園（未移行）	2.57万円	2.57万円
幼稚園の預かり保育事業	1.63万円	1.13万円
認可外保育施設等	4.2万円	3.7万円

※1 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保育の必要性があるもののうち住民税非課税世帯を含む

※2 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保育の必要性があるもの

I 償還払い方法について

施設等利用給付認定を受けた児童で、幼稚園、認定こども園、幼稚園の預かり保育事業の利用料、その他認可外保育施設等に係る利用料を各幼稚園、施設等へお支払いした場合、施設より以下の書類を受領し、市保育サポート課へご請求ください。

① 施設から受け取る書類

- (1) 領収証（利用月分）
- (2) 提供証明書（利用月分）

② 市への請求に必要な書類

以下の(1)～(3)は必ずご提出ください。(4)・(5)は該当する場合にご提出ください。

- (1) 施設等利用費請求書
(振込先の口座名義は請求者（保護者）と同じものに限る)
- (2) 領収証（原本）
- (3) 提供証明書（原本）
- (4) 入園料の領収証等（今年度分の幼稚園の入園料を支払った場合のみ）
- (5) 援助活動報告書（ファミリー・サポート・センター事業利用者のみ。市内未移行幼稚園利用者は対象外）

※複数の施設・サービスをご利用の場合は、月ごと、各施設・サービスごとに領収証等と施設等利用給付費請求書をまとめてご提出ください。

③ 請求書等の提出先

〒351-0192

和光市広沢1-5

和光市子どもあんしん部保育サポート課支給認定担当

電話 048-424-9130

※郵送も可（必要書類を揃えて送付してください）

④ 請求時期と支払い時期

請求は原則1か月ごとにご請求ください。

支払い時期については、ご請求いただいた日より内容を審査の上、速やかにお支払いいたしますが、請求後1か月～2か月お時間がかかる場合があります。

【5】注意事項

I 施設等利用給付認定を受けることができない方

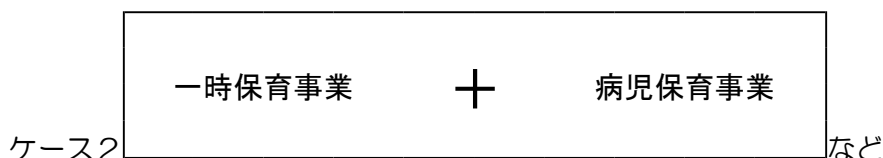
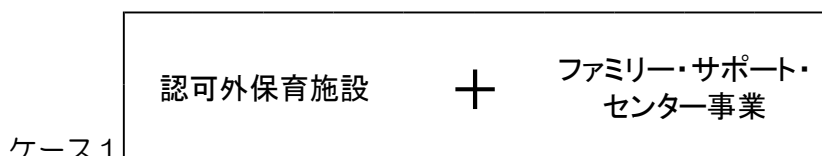
以下の児童は施設等利用給付認定を受けることはできません。

- ①教育・保育給付認定において、2号認定・3号認定を受けている児童であって、施設型給付費等の支給を受けている場合（保育所、小規模保育事業所等の認可保育所を利用しているもの）
- ②企業主導型保育事業を利用している場合

II 複数サービスを利用する場合の無償化について

認可保育所等を利用していないもので、保育の必要性の認定を受けた児童で複数の認可外保育施設等、サービスを利用する場合の無償化については、以下の例を参考にご確認ください。

例1 認可外保育施設等を複数利用する場合



※上記の場合、上限月額3.7万円まで無償となります。（0-2歳児の非課税世帯は4.2万円まで無償）

例2 幼稚園と認可外保育施設等を利用する場合

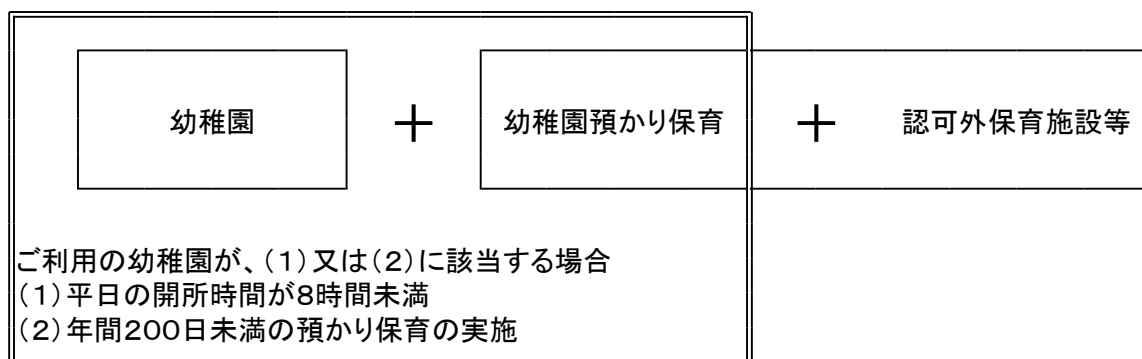
保育の必要性のある児童が幼稚園と認可外保育施設を利用する場合、幼稚園利用料及び幼稚園の預かり保育事業については合わせて月額3.7万円（2.57万円+1.13万円）（0歳から2歳児の非課税世帯は4.2万円）を上限に無償化の対象となります。これに加えて、認可外保育施設等も利用する場合に下記の要件を満たした場合、施設等利用給付の対象となります。

具体的には、在籍する幼稚園が提供する預かり保育事業が以下のいずれかに該当する場合は、認可外保育施設等を併せて利用する場合上限月額の範囲内で無償化の対象となります。

- ①教育時間を含む平日の預かり時間が8時間未満
- ②預かり保育の実施日数が年間200日未満

※市内幼稚園（新倉幼稚園、大和すみれ幼稚園、やまと幼稚園）は前述の①・②には該当しません。そのため保育ニーズが充足されると判断されることから、市内幼稚園3園と認可外保育施設等を利用される場合は、認可外保育施設等については無償化の対象外となります。

※小羊幼稚園については、前述の②に該当しているため、認可外保育施設等を利用された場合は、小羊幼稚園の預かり保育と併せて認可外保育施設等の利用料も1.13万円まで無償化の対象となります。



- ① この場合、幼稚園幼稚園の利用料は無償化の対象となります。（未移行幼稚園の場合は2.57万円まで無償）
- ② 保育の必要性の認定を受けた児童で、ご利用される幼稚園が図の(1)と(2)のいずれかに該当する場合、幼稚園の預かり保育と併せて認可外保育施設等を利用している保育の必要性の認定を受けている場合は1.13万円まで無償となります。

Ⅲ 幼稚園の預かり保育と施設等利用給付の考え方

預かり保育事業の給付の適正を図るため、施設等利用費の算定については実際の預かり保育事業の利用量に応じた計算をすることとなり、以下の計算式と預かり保育事業の利用料として園に支払った実際の金額と比べて少ない方を施設等利用給付額とします。具体的な計算式は、以下のとおりです

利用日数(A) × 日額単価(450円) = B円(上限額は11,300円)

【例】

① 預かり保育事業の利用料として園に支払った金額 10,000円

② 支給限度額

20日(利用日数) × 450円(日額単価) = 9,000円

①と②を比べて少ない方になるため、施設等利用給付の給付額(無償化対象額)は9,000円

Ⅳ ファミリーサポート・センター事業を利用する方

ファミリー・サポート・センター事業は、認可保育所等を利用できていない方に対する代替的な措置として位置づけられ、「預かり」のみが無償化の対象となります。「預かり」と併せて提供される「送迎」については、「預かり」と一体的に行われることから、施設等利用給付（無償化）の対象となりますが、「送迎のみ」の利用は対象外となります。

【6】市内施設等利用給付対象施設一覧

以下の施設は令和元年6月27日時点での対象施設です。最新の状況については、保育サポート課へお問い合わせください。

●未移行幼稚園

No.	施設名	住所	電話
1	新倉幼稚園	和光市下新倉2-45-5	048-466-2080
2	やまと幼稚園	和光市白子3-12-1	048-461-6962
3	大和すみれ幼稚園	和光市南1-2-2	048-462-0370
4	小羊幼稚園※	和光市本町15-16	048-463-3174

※小羊幼稚園は、預かり保育事業年間実施日数200日未満の幼稚園です。

●一時保育事業

No.	施設名	住所	電話
1	みなみ一時保育室	和光市南2-3-3	048-450-4643
2	しらこ一時保育室	和光市白子3-29-10	048-464-0140
3	ほんちょう一時保育室（育成一時）	和光市本町31-18	048-465-5200
4	わこうっちリトルスター保育園	和光市新倉1-2-9	048-458-0647
5	和光プライムスター保育園	和光市下新倉1-5-15	048-423-9881
6	下新倉プライムスター保育園	和光市下新倉1-5-16	048-485-9188

●病児保育事業

No.	施設名	住所	電話
1	諏訪ひかり保育園	和光市諏訪2-5（埼玉病院敷地内）	048-423-7614
2	キッズエイド吹上保育園	和光市3-15-25	048-423-5071

●認可外保育施設（家庭保育室）

No.	施設名	住所	電話
1	こぐま第2保育室	和光市新倉1-1-31 駅前ハツ1-1F	048-423-7614

●認可外保育施設（事業所内保育所）

No.	施設名	住所	電話
1	りけんキッズわこう	和光市広沢2-1	048-427-9217
2	東武中央病院 けやき保育園	和光市本町31-19	048-464-6211
3	なごみ保育園	和光市下新倉5-13-11	048-423-5061

●認可外保育施設（ベビーシッター）

市保育施設課へお問い合わせください。（保育施設課事業管理担当 048-424-9141）

●認可外保育施設（その他）

No.	施設名	住所	電話
1	メールメール	和光市本町11-3 志幸29ツォニ-B1	048-487-8580

申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。

年 月 日

施設等利用給付認定(変更)申請書 兼 教育・保育給付認定変更申請書

和光市長 様

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。
- 施設等利用費は、市区町村が認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の予定日を事実上の開始日より前倒しして申請する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、**保育の必要性がない方はチェックをしてください(幼稚園のみを利用する方)**
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の予定日を事実上の開始日より前倒しして申請する場合があります。また、認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の予定日を事実上の開始日より前倒しして申請する場合があります。また、認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の予定日を事実上の開始日より前倒しして申請する場合があります。また、認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の予定日を事実上の開始日より前倒しして申請する場合があります。

以上のことに同意し、以下のとおり申請します。(以下の口のうち、いずれか該当するものにチェックをしてください。)

<input checked="" type="checkbox"/>	施設等利用給付1号認定	幼稚園、特別支援学校外(※1)は利用しません	特別支援学校の預かり保育事業
<input checked="" type="checkbox"/>	施設等利用給付2号・3号認定	保護者の就労等の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業(※1)も利用します)、認可外保育、一時預かり、病児保育、ファミサポ事業の施設等	認可外保育事業(※1)も利用します
<input type="checkbox"/>	保育所等利用者 ⇒ 幼稚園・認定こども園等+預かり保育	保護者の就労等の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業(※1)も利用します)のみを利用する方	認可外保育事業(※1)も利用します

※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満、②開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		認定希望日(施設利用開始日)		令和元年 10月 1日	
(窓口申請者)	フリガナ	ワコウ タロウ		申請子どもとの続柄	父
	氏名	和光 太郎		現住所	〒 351 - 0192 和光市広沢1-5
	日中の連絡先(電話番号)		* 確実に連絡の取れる順		
	① 090-0000-0000	② 090-1111-1111	③	母携帯・母勤務先	母携帯・母勤務先
子ども申請	フリガナ	ワコウ サツキ		個人番号(マイナンバー)	
	氏名	和光 さつき		10日	
認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号) <input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳未満又は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない(第1号)				左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、
市町村民税を課されない者に準ずる者	<input type="checkbox"/> 市区町村の条例で定めるところにより市町村民税を免除された者 <input type="checkbox"/> 未婚のひとり親を寡婦等とみなした場合に市町村民税が課されない者 <input type="checkbox"/> 生活保護法上の被保護者 <input type="checkbox"/> 児童福祉法上の児童を養育する保護者				
保育を必要とする理由	該当する口にし点を付けて下さい。 (子から見た続柄) 父・母・その他() <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠 出産 <input type="checkbox"/> 疾病 障害等 <input type="checkbox"/> 介護 看護 <input type="checkbox"/> 災害 復旧 (子から見た続柄) 父・母・その他() <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input checked="" type="checkbox"/> 妊娠 出産 <input type="checkbox"/> 疾病 障害等 <input type="checkbox"/> 介護 看護 <input type="checkbox"/> 災害 復旧				
認定希望日の前年1月1日現在の住所 ※2	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ		(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ

※2 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付して下さい。

<必ず裏面も記入して下さい>

同居者を全員記入して下さい。※個人番号(マイナンバー)は、「認定種別」欄に記入して下さい。和光市民の方はマイナンバーは記入不要です。

(生計の中心者の番号に○を付けて下さい)	申請子どもの保護者及び同居者	フリガナ氏名	申請子どもとの続柄	個人番号	勤務先又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
		1	和光 太郎	父	年 月 日	▽株式会社
2	和光 丸子	母	年 月 日	××株式会社	<input type="checkbox"/> 有	
3	和光 達郎	兄	年 月 日	●●●小学校4年生	<input type="checkbox"/> 有	
4	和光 さつき	本人	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有	
5					<input type="checkbox"/> 有	

利用している施設名をご記入ください。利用開始予定日は(令和元年10月1日)とご記入ください。

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	施設名	所在地	利用開始予定日
	●●幼稚園	〒 ー ー TEL: ()	元 年 10 月 1 日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外・一時預かり 病児保育	〒 ー ー TEL: ー ー	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ー ー TEL: ー ー	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ー ー TEL: ー ー	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 ー ー TEL: ー ー	年 月 日

保育を必要とする理由について、ご記入ください。

保育を必要とする理由が複数ある場合は複数の内容について、ご記入ください。

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

		母親の状況	父親の状況
就 労	就労種別	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他: ()	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他: ()
	通勤手段・時間	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車(電車)その他() ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間 約 50 分(往復時間を記入して下さい。)	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車(電車)その他() ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間 約 60 分(往復時間を記入して下さい。)
	前年1月1日以降の転職	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ ① 就労先名: から ② 就労先名: から	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ ① 就労先名: から ② 就労先名: から
	妊娠・出産(申請時点)	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ (予定日) 令和 元 年 12 月 12 日	
疾病・障害等	(疾病・障害名) (手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(疾病・障害名) 心臓機能障害 (手帳交付) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
介 護 ・ 看 護	被介護者名	(申請子どもとの続柄:)	(申請子どもとの続柄:)
	傷病・障害名		
求 職 活 動 等	受診等の状況	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 通院(月・週 回) <input type="checkbox"/> 通所・通学(週 回) 施設名()	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 通院(月・週 回) <input type="checkbox"/> 通所・通学(週 回) 施設名()
	災害復旧	災害の状況:	災害の状況:
就 学	求職活動等	活動の内容:	活動の内容:
	通学手段・時間	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他() ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通学時間 約 分(往復時間を記入して下さい。)	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他() ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通学時間 約 分(往復時間を記入して下さい。)
	就学の目的	<input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他()
	期間	年 月 日まで	年 月 日まで
卒業後の予定	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 月 日、1日 時間就労	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 <input type="checkbox"/> 月 日、1日 時間就労	
その他	保育を行うことが困難と認められる内容	保育を行うことが困難と認められる内容	

記入例

年 月 日

和光市長 様

保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

現在、保育園の利用申し込みを行っていない方がご提出ください。保育園の利用申込をしない理由をご記入ください。

保護者氏名 和光 太郎

私は、子ども子育て... 5第1項の規定に基づき、施... 4項に規定する教育・保育給... 理由は以下のとおりです。

既にご利用されている施設を継続して希望の場合は以下のチェックし、施設名をご記入してください。

■ 既にご利用している幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等の利用を継続して希望するため (施設名： ●●幼稚園)

■ 利用可能な保育所等では、就労等により保育所等の利用を希望する時間帯の保育が行われていないため (希望する保育時間： 20 時～ 6 時)

■ 利用可能な保育所等は、自宅や職場から遠いなど地理的に希望に合っていないため

□ その他 (自由記述)



夜勤等の勤務があり、市内の認可保育所では夜間保育がないため認可外保育所等を利用されている方はこちらにご希望の保育時間をご記入ください。

※ 教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用申し込みを行っていない、主な理由の一つにチェックすること。